

随意契約理由書

件名	令和5年度神崎川駅周辺整備基本計画策定検討支援業務委託
契約の相手方	株式会社日建設計大阪オフィス
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	<p>本業務は、本市の南部地域の活性化の一環として基本政策に位置付けられた神崎川駅周辺のまちづくりについて、令和3年度に公表した神崎川駅周辺まちづくり構想を踏まえて、令和4年度に実施した「令和4年度神崎川駅周辺整備基本計画策定検討支援業務委託」（以下「前年度委託」とする。）で検討した整備基本計画案をとりまとめることを目的とするものです。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、前年度委託の成果である、神崎川駅周辺地区における現状施設の配置状況、課題、権利者及び権利関係などに精通している必要があります。</p> <p>株式会社日建設計大阪オフィスは前年度委託を受託しており、神崎川駅周辺のまちづくりについて「神崎川駅周辺整備基本計画案」の策定に向けて取り組み、かつ関係機関等との協議・検討を重ね、当地区の状況等を詳細に把握しています。</p> <p>このことから、本業務の目的を達成するためには、当該業者に委託することが妥当であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものです。</p>
備考	

